



富士市
の
地
区
計
画
申
し
合
わ
せ

2012

富士市では、地域の特性を活かしたまちづくりを行うため、地区計画や申し合わせの制度を導入し、地域の住民と一緒に新たなまちづくりをすすめています。
地区計画や申し合わせの対象地区に建物の建築等の行為を行う場合は、事前に富士市建築指導課へ届出が必要となります。

地区計画は地区ごとの計画です。

みなさんの住んでいる身近な地域を単位に、そこに住んでいるみなさんと市が一緒になって、その地区の特性にあった良好なまちづくりを行うものです。

- 将来どのようなまちにするかといった目標や、都市環境の整備や保全の方針を定めています。
- まちづくりの内容を具体的に定め、建築物の用途・高さなどを制限したり、より良い都市景観を形成したりするため、必要な事項を定めています。

申し合わせは私たちのルールです。

申し合わせとは、地区単位で組織された「まちづくりの会」(地区によって名称は異なります)が中心となり、快適でゆとりある住環境を確保するために、住民のみなさんが主体となってまちづくりを行っていくためのルールです。

- 壁面の位置、かき・さくの構造、緑化の推進について取り決められています。

地区計画・申し合わせ内容一覧

※詳しい内容は、各地区的ページをご覧下さい。

(第二東名IC周辺地区については未掲載)

地区名	申し合わせの内容	地区計画・用途制限	敷地面積	建築物の高さ	位置面の指定道路から後退路		意形匠態			かき・さく	緑化推進	配地区施設の
					前道路の後退地	の外壁・屋根等	看板・広告物	盛土の高さ				
富士中部地区	地区計画	○	○	○	○	○	○	○	○	※1		
富士市役所周辺地区	地区計画	○	○		○		○					
広見商店街周辺地区	地区計画	○		○	○		○					
富士見台住宅団地地区	地区計画	○	○	○		○	○		○			
新富士駅南地区	地区計画	○	○	○	○	○	○	○	○	※1		
青葉台小学校南地区	地区計画		○			○	○			○	※1	○
三ツ倉・桜ヶ丘地区	地区計画			○	○		○		○			
	申し合わせ		※3			○			○	○		
厚原北部地区	申し合わせ		※3			○			○	○		
国久保周辺地区	地区計画	○										○
第二東名IC周辺地区	地区計画	○	○	○	○	○	○	○	○			

*1 地区計画の方針として「敷地内は、緑化を推進するもの」と定められています。

*2 都市計画法第58条の2 建築等の届出等

地区計画の区域（再開発等促進区又は地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届けなければなりません。（以下省略）

*3 200m（都市計画決定による）

「地区整備計画」・「建築条例」で定めている事項 =届出時（※2）、建築確認申請時にチェックする項目です。
「地区整備計画」で定めている事項 =届出時（※2）にチェックする項目です。
申し合わせ事項 =届出時にチェックする項目です。

届出について

●届出の対象は

各地区内で、次の行為を行う場合は、事前に市役所建築指導課に届出が必要です。

1. 土地の区画形質の変更（都市計画法第29条「開発行為の許可」を要する行為は除く）
2. 建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転
3. 建築物等の用途の変更（厚原北部地区、三ツ倉・桜ヶ丘地区、青葉台小学校南地区を除く）
4. 建築物等の形態又は意匠の変更（厚原北部地区、三ツ倉・桜ヶ丘申し合わせ地区を除く）

●届出日は

行為に着手する日の30日前までに、建築確認を要する行為の場合には建築確認申請前に届出を行ってください。

●届出書類は

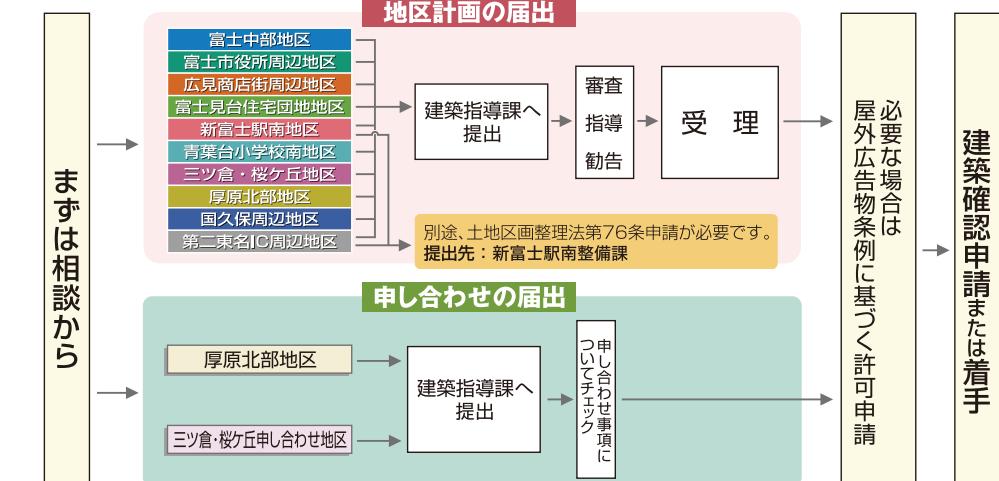
届出には下表の図面が必要となります。

届出様式は富士市役所建築指導課ホームページからダウンロードできます。

その他、参考となるべき事項を記載した図書が必要となる場合があります。

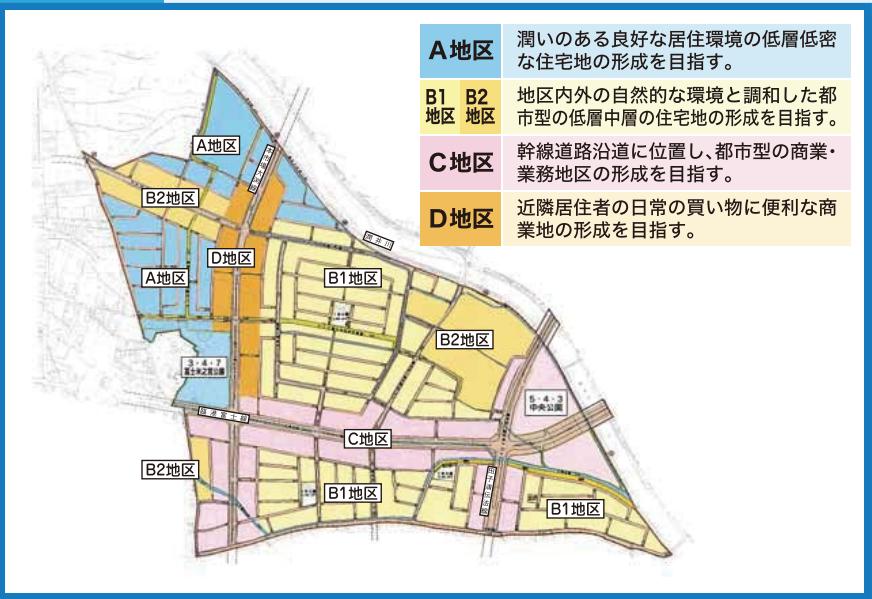


●まずは相談から



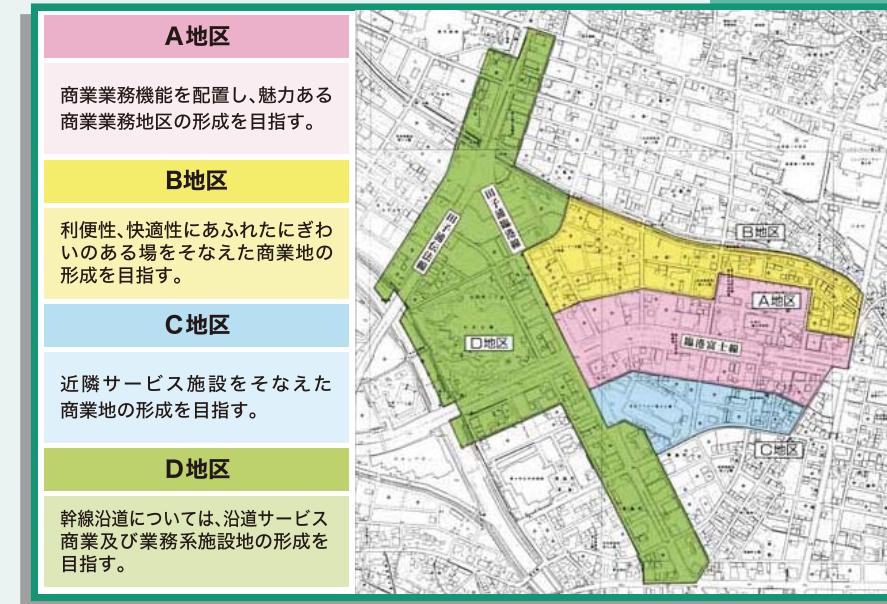
●問い合わせ・相談は 富士市都市整備部建築指導課 0545-55-2791 URL:<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

富士中部地区



ふさわしい、明るく健全な都市化が進むよう、「富士中部地区計画」が定められています。ターチェンジ等の交通の要所にも近いこの地域は、東名高速道路のインター・吉原の両地区の中間に位置し、新幹線新富士駅、富士市との中心部として、良好な市街地を計画的に形成されています。

地区計画の内容					
区分	A地区	B1地区	B2地区	C地区	D地区
地用 域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第一種住居地域・第二種住居地域	近隣商業地域	近隣商業地域
用 途 制 限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 床面積の合計が500m ² を超える店舗、事務所又は倉庫	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 3 床面積の合計が15m ² を超える畜舎 4 自動車教習所 5 床面積の合計が1,500m ² を超える店舗、事務所又は倉庫	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 3 自動車教習所 4 マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これに類するもの 5 床面積の合計が15m ² を超える畜舎 6 自動車教習所 7 床面積の合計が1,500m ² を超える倉庫	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 2 自動車教習所 3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるものの(物品販売業を営む店舗に附属するものを除く) 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 床面積の合計が15m ² を超える畜舎 6 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるもの(物品販売業を営む店舗に附属するものを除く) 7 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるもの 8 倉庫(他の用途に供する建築物に附属するものを除く)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 2 自動車教習所 3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるものの(物品販売業を営む店舗に附属するものを除く) 4 倉庫(他の用途に供する建築物に附属するものを除く)
地 面 積 限 界	200m ²	200m ²	200m ²	—	—
壁 面 の 位 置	建築物の外壁又は柱の面は、道路境界線及び隣地境界線から1.0m以上離さなければならぬ。 ただし、別棟の車庫及び物置で延べ面積が20m ² 以下のもの、並びに巡回派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りではない。	建築物の外壁又は柱の面は、道路境界線から1.0m以上離さなければならない。 ただし、別棟の車庫及び物置で延べ面積が20m ² 以下のもの、並びに巡回派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りではない。	建築物の外壁又は柱の面は、道路境界線から1.0m以上離さなければならない。 ただし、別棟の車庫及び物置で延べ面積が20m ² 以下のもの、並びに巡回派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りではない。	—	—
高 さ 制 限	1. 建築物の最高の高さは15mを超えてはならない。 ただし、高さの最高限度を超える既存建築物において、既存の高さを限度として代替え等をする場合は、この限りない。 2. 建築物の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向への水平距離に1.25を乗じて得たものに△地区内の建物にあっては7mを、B1、B2地区内の建物にあっては10mを加えたものを超えてはならない。	—	—	—	—
形 態 の 制 限 区	建築物の屋根・壁等の形状又は色彩は周囲の環境と調和した落ち着きのあるものとする。	敷地の地盤の高さは、道路面から0.5mまでとする。	看板・広告物は、周囲の景観に調和した色調、形状、意匠、規模とする。	—	—
さ か き の 構 造	道路に面するかき又はさくは、高さが1.0mを超えるコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造以外のものとする。 ただし、門柱及び門袖で左右それぞれの長さが2.0m以下のものは除く。	—	—	—	—



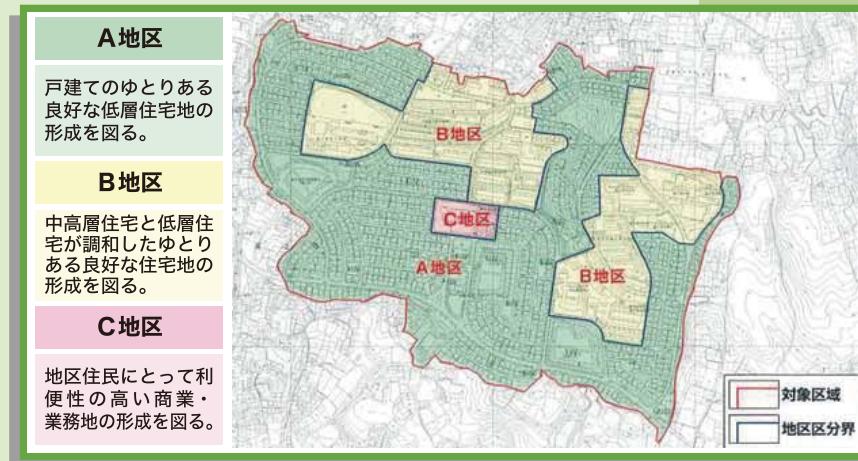
地区計画の内容				
区分	A地区	B地区	C地区	
地用 域	商業地域	商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
用 途 制 限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1.キヤバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの 2.床面積の合計が15m ² を超える畜舎 3.原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるものの(物品販売業を営む店舗に附属するものを除く) 4.ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 5.原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるものの(物品販売業を営む店舗に附属するものを除く) 6.カラオケボックスその他これに類するもの 7.倉庫(他の用途に供する建築物に附属するものを除く)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1.自動車教習所 2.床面積の合計が15m ² を超える畜舎 3.原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるものの(物品販売業を営む店舗に附属するものを除く) 4.倉庫(他の用途に供する建築物に附属するものを除く)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1.自動車教習所 2.床面積の合計が15m ² を超える畜舎 3.原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるものの(物品販売業を営む店舗に附属するものを除く) 4.倉庫(他の用途に供する建築物に附属するものを除く)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1.自動車教習所 2.床面積の合計が15m ² を超える畜舎 3.原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるものの(物品販売業を営む店舗に附属するものを除く) 4.倉庫(他の用途に供する建築物に附属するものを除く)
地 面 積 限 界	200m ²	—	—	—
壁 面 の 位 置	建築物の外壁又は柱の面は、都市計画道路田子浦臨港線から1.0m以上離さなければならない。 ただし、別棟の車庫及び物置で延べ面積が20m ² 以下のもの、並びに巡回派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りではない。	建築物の外壁又は柱の面は、都市計画道路田子浦臨港線から1.0m以上離さなければならない。 ただし、別棟の車庫及び物置で延べ面積が20m ² 以下のもの、並びに巡回派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りではない。	建築物の外壁又は柱の面は、都市計画道路田子浦臨港線から1.0m以上離さなければならない。 ただし、別棟の車庫及び物置で延べ面積が20m ² 以下のもの、並びに巡回派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りではない。	建築物の外壁又は柱の面は、都市計画道路田子浦臨港線及び田子浦伝法線から1.0m以上離さなければならない。 ただし、別棟の車庫及び物置で延べ面積が20m ² 未満のものは除く。
外 壁 の 色 彩	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け周囲と調和のとれた落ち着きのあるものとする。	都市計画道路田子浦臨港線に接する敷地内の建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け周囲と調和のとれた落ち着きのあるものとする。	都市計画道路田子浦臨港線に接する敷地内の建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け周囲と調和のとれた落ち着きのあるものとする。	都市計画道路田子浦臨港線、田子浦伝法線及び田子浦伝法線に接する敷地内の建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け周囲と調和のとれた落ち着きのあるものとする。
広 告 ・ 看 板 類	1.商業・業務地区として活力あるまちづくりにふさわしい広告物とする。 2.周囲の景観に調和した色調、形状、意匠規模とする。	1.都市計画道路田子浦臨港線に接する敷地内の広告物等は沿道地区にふさわしいものとする。 2.周囲の景観に調和した色調、形状、意匠規模とする。	1.都市計画道路田子浦臨港線及び田子浦伝法線に接する敷地内の広告物等は沿道地区にふさわしいものとする。 2.周囲の景観に調和した色調、形状、意匠規模とする。	1.都市計画道路田子浦臨港線、田子浦伝法線及び田子浦伝法線に接する敷地内の広告物等は沿道地区にふさわしいものとする。 2.周囲の景観に調和した色調、形状、意匠規模とする。

市役所を中心とする富士市の中心地として、良好な市街地を計画的に形成され、商業・業務系の土地利用を目指しています。

市役所を中心とする富士市の中心地として、良好な市街地を計画的に形成され、商業・業務系の土地利用を目指して、富士市役所周辺地区が計画的に形成されています。

富士見台 住宅団地地区

緑豊かな落ち着きのある良好な住宅団地となつてゐるこの地区は、良
好な住環境の維持・向上を図るために、[富士見台住宅団地地区計画](#)が定めら
れています。



地区計画の内容			
区分	A 地区	B 地区	C 地区
地用 域途	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域
用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1.原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるもの 2.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの 3.カラオケボックス、その他これに類するもの 4.建築基準法別表第二(と)項第四号に掲げるもの 5.都市計画道路左富士臨港線に面する建築物で、1階部分の用途が住戸の居室であるもの。(都市計画道路左富士臨港線に面する部分に限る。)	—	—
高さ制限	建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるもの以下としなければならない。 1.前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20m以下の範囲内において、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの。(なお、建築物をセットバックして建てる場合、前面道路の反対側の境界線は、その後退距離に応じて外側に動いた線とする。) 2.当該部分から隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに20mを加えたもの。	—	—
壁面の位置	建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱は、都市計画道路左富士臨港線の道路境界線から2.0m後退した線を超えて建築してはならない。	建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱は、都市計画道路左富士臨港線の道路境界線から1.0m後退した線を超えて建築してはならない。	—
意匠の制限	1 建築物の屋根・壁等の色彩は、周囲の環境と調和した落ち着きのあるものとする。 2 屋外広告物は、周囲の景観に調和した色彩、意匠、規模とする。 3 本地区内にある施設以外の施設のための屋外広告物は設置してはならない。 ただし、公共目的等をもって表示し、又は設置するものについては、この限りではない。		
かさく	—	4 高さが地上10mを超える広告塔を設置してはならない。	—

広見商店街周辺地区



地区計画の内容		
区分	A 地区	B 地区
地用 域途	近隣商業地域	第一種中高層住居専用地域
用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1.原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるもの 2.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの 3.カラオケボックス、その他これに類するもの 4.建築基準法別表第二(と)項第四号に掲げるもの 5.都市計画道路左富士臨港線に面する建築物で、1階部分の用途が住戸の居室であるもの。(都市計画道路左富士臨港線に面する部分に限る。)	—
高さ制限	建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるもの以下としなければならない。 1.前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20m以下の範囲内において、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの。(なお、建築物をセットバックして建てる場合、前面道路の反対側の境界線は、その後退距離に応じて外側に動いた線とする。) 2.当該部分から隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに20mを加えたもの。	—
壁面の位置	建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱は、都市計画道路左富士臨港線の道路境界線から2.0m後退した線を超えて建築してはならない。	建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱は、都市計画道路左富士臨港線の道路境界線から1.0m後退した線を超えて建築してはならない。
意匠の制限	建築物等の外壁、看板、屋根等の形状又は色彩は周囲の環境と調和した落ち着きのあるものとする。	

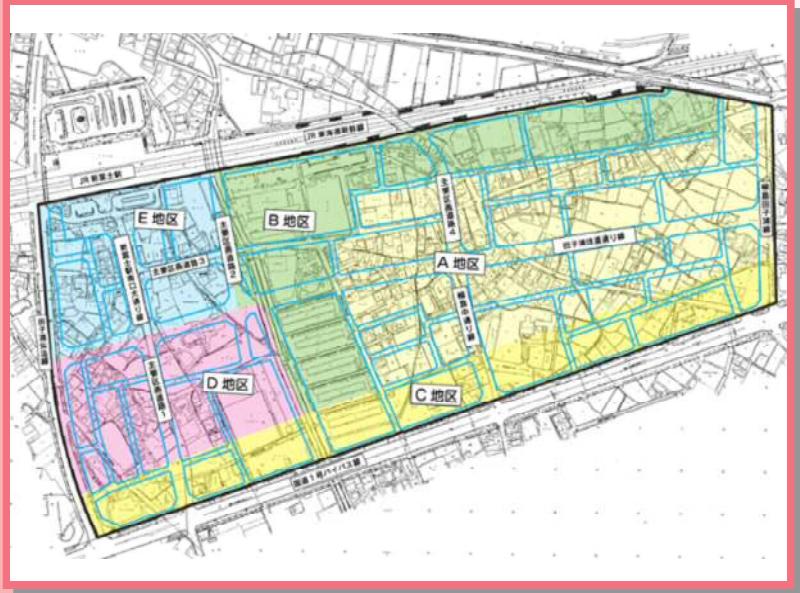
店街周辺地区計画

住宅街と住宅地の混在するおいとよどりのある商店街をつくるため、
店街周辺地区計画が定められています。

広見商

新富士駅南地区

富士市の地区計画



「地方拠点都市法に基づき、「静岡県東部地方拠点都市地域」の高次拠点地区として位置付けられたこの地区は現在土地区画整理事業が推進されています。より良いまちをつくるために、道路や公園等の整備に加え、環境や景観に優れた居住機能整備と富士市玄関口にふさわしい商業・業務機能を有した新たな定住地域交流拠点の形成を図るために、新富士駅南地区計画が定められています。

A地区	定住化を促進する落ち着いた低層住宅地の形成を目指す。
B地区	低層住宅や中層住宅が立地する落ち着いた住居と業務の複合地の形成を目指す。
C地区	居住機能及び恵まれた交通条件を生かした沿道サービス型の商業・業務機能を合わせ持つ、住居と商業・業務の複合地の形成を目指す。
D地区	居住機能及びE地区と連携した商業・業務機能を合わせ持つ、住居と商業・業務の複合地の形成を目指す。
E地区	駅前という立地条件を活かして、広域圏や市における観光・交流等の拠点となる中高層の商業・業務地の形成を目指す。

地区計画以外の申請（土地区画整理法第76条第1項）

土地区画整理事業の施工区域内においては、施工の障害となるおそれがあるため、土地区画整理事業の事業決定の公告日(平成12年9月7日)から換地処分の公告のある日までは、次のような建築行為等を行う場合は、許可を受ける必要があります。

- 土地の形質の変更
- 建築物その他の工作物の新築、改築、増築
- 重量が5トンを超える物件の設置もしくはたい積

申請・問い合わせ先 新富士駅南整備課 富士市柳島82-9 TEL 0545-65-7680

地区計画の内容					
区分	A地区	B地区	C地区	D地区	
地用途	第二種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	第二種住居地域	
用途制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長が地区の良好な居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りではない。	1 ホテル又は旅館 2 ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 3 床面積の合計が15m ² を超える倅舎 4 自動車教習所 5 倉庫（他の用途に供する建築物に附属するものを除く。） 6 床面積の合計が1,000m ² を超える店舗、3,000m ² を超える事務所 7 3階以上の部分を上記に掲げる建築物の用途に供するもの 8 原油を使用する工場（物品販売業を営む店舗又はサービス業を営む店舗に附属するものを除く。） 9 自動車に販売目的で直接燃料を供給するための施設 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これらに類するもの	1 床面積の合計が15m ² を超える倅舎 2 自動車教習所 3 倉庫（他の用途に供する建築物に附属するものを除く。） 4 田子浦住通り線に面する建物の1階部分の共同住宅、寄宿舎又は下宿（ただし、これらへの出入口及び階段等居住の用に供しない部分を除く。） 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 カラオケボックスその他これらに類するもの	1 床面積の合計が15m ² を超える倅舎 2 自動車教習所 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 倉庫（他の用途に供する建築物に附属するものを除く。） 5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6 段室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的的好奇心をそぞる写真を他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 7 動機械を使用する工場（物品販売業を営む店舗又はサービス業を営む店舗に附属するものを除く。） 8 新富士駅南口駅前広場、田子浦住通り線、及び新富士駅南口大通り線に面する建築物の1階部分の共同住宅、寄宿舎又は下宿（ただし、これらへの出入口及び階段等居住の用に供しない部分を除く。）	1 床面積の合計が15m ² を超える倅舎 2 自動車教習所 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 倉庫（他の用途に供する建築物に附属するものを除く。） 5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6 段室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的的好奇心をそぞる写真を他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 7 動機械を使用する工場（物品販売業を営む店舗又はサービス業を営む店舗に附属するものを除く。） 8 新富士駅南口駅前広場、田子浦住通り線、及び新富士駅南口大通り線に面する建築物の1階部分の共同住宅、寄宿舎又は下宿（ただし、これらへの出入口及び階段等居住の用に供しない部分を除く。）
最低敷地面積	敷地面積の最低限度は135m ² とする。ただし、巡回派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物、並びに市長が地区の良好な居住環境を害するおそれないと認めて許可した場合においては、この限りではない。	—	—	—	
高さ制限	1 建築物の最高の高さは12mを超えてはならない。 2 建築物の高さは、当該部分から前面道路の対側の境界線又は隣地境界線までの東北方向の水平距離12.15を乗じて得たものに7mを加えたものを超えてはならない。 ただし、市長が公益上必要な建築物で、用途上若しくは構造上やむを得ないと認め、又は地区的市街地景観及び良好な居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りではない。	建築物の最高の高さは20mを超えてはならない。 ただし、市長が公益上必要な建築物で、用途上若しくは構造上やむを得ないと認め、又は地区的市街地景観及び良好な居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りではない。	—	—	
壁面の位置	建築物の外壁又は柱の面は、道路境界線及び隣地境界線から1.0m以上離さなければならぬ。 ただし、別棟の車庫及び物置で延べ床面積合計が30m ² 以下のもの、並びに巡回派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りではない。	建築物の外壁又は柱の面は、道路境界線から1.0m以上離さなければならぬ。 ただし、別棟の車庫及び物置で延べ床面積合計が30m ² 以下のもの、並びに巡回派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りではない。	建築物の外壁又は柱の面は、道路境界線から1.0m以上離さなければならぬ。 ただし、別棟の車庫及び物置で延べ床面積合計が30m ² 以下のもの、並びに巡回派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りではない。	建築物の外壁又は柱の面は、新富士駅南口駅前広場、田子浦住通り線、新富士駅南口大通り線、主要区画道路2及び主要区画道路3の道路境界線から1.0m以上離さなければならぬ。 ただし、別棟の車庫及び物置で延べ床面積合計が30m ² 以下のもの、並びに巡回派出所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物については、この限りではない。	
形態又は意匠の制限	建築物の屋根・壁等の形状又は色彩は、周囲の環境と調和した落ち着きのあるものとする。 敷地の地盤の高さは、道路面から0.5mまでとする。 1 看板・広告物は、周囲の景観に調和した色調、形状、寸法、規模とする。 2 次に掲げる看板・広告物は設置してはならない。ただし、市長が公益上必要であると認めて許可したものについては、この限りではない。 ①自己の用に供する以外の看板・広告物 ②建築物の屋根・壁上の看板・広告物 ③高さが地上12mを超える看板・広告物 ④ひとつの住所・事業所・業務所・作業場・場所当たるの表示面積の合計が20m ² を超えるもの。ただし、野立て看板・広告物は除く	建築物の屋根・壁等の形状又は色彩は、周囲の環境と調和した落ち着きのあるものとする。 敷地の地盤の高さは、道路面から0.5mまでとする。 1 看板・広告物は、周囲の景観に調和した色調、形状、寸法、規模とする。 2 次に掲げる看板・広告物は設置してはならない。ただし、市長が公益上必要であると認めて許可したものについては、この限りではない。 ①自己の用に供する以外の看板・広告物 ②建築物の屋根・壁上の看板・広告物 ③高さが地上12mを超える看板・広告物 ④ひとつの住所・事業所・業務所・作業場・場所当たるの表示面積の合計が20m ² を超えるもの。ただし、野立て看板・広告物は除く	建築物の屋根・壁等の形状又は色彩は、周囲の環境と調和した落ち着きのあるものとする。 敷地の地盤の高さは、道路面から0.5mまでとする。 1 看板・広告物は、周囲の景観に調和した色調、形状、寸法、規模とする。 2 次に掲げる看板・広告物は設置してはならない。ただし、市長が公益上必要であると認めて許可したものについては、この限りではない。 ①自己の用に供する以外の看板・広告物 ②建築物の屋根・壁上の看板・広告物 ③高さが地上12mを超える看板・広告物 ④ひとつの住所・事業所・業務所・作業場・場所当たるの表示面積の合計が20m ² を超えるもの。ただし、野立て看板・広告物は除く	建築物の屋根・壁等の形状又は色彩は、周囲の環境と調和した落ち着きのあるものとする。 敷地の地盤の高さは、道路面から0.5mまでとする。 1 看板・広告物は、周囲の景観に調和した色調、形状、寸法、規模とする。 2 次に掲げる看板・広告物は設置してはならない。ただし、市長が公益上必要であると認めて許可したものについては、この限りではない。 ①自己の用に供する以外の看板・広告物 ②建築物の屋根・壁上の看板・広告物 ③高さが地上12mを超える看板・広告物 ④ひとつの住所・事業所・業務所・作業場・場所当たるの表示面積の合計が20m ² を超えるもの。ただし、野立て看板・広告物は除く	
さかくはき	道筋に面するかぎり又はさくはく、高さが1mを超えるコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造以外のものとする。 ただし、門柱、及び門袖で左右それぞれの長さが2m以下のものは除く。	道筋に面するかぎり又はさくはく、高さが1mを超えるコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造以外のものとする。 ただし、門柱、及び門袖で左右それぞれの長さが2m以下のものは除く。	道筋に面するかぎり又はさくはく、高さが1mを超えるコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造以外のものとする。 ただし、門柱、及び門袖で左右それぞれの長さが2m以下のものは除く。	道筋に面するかぎり又はさくはく、高さが1mを超えるコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造以外のものとする。 ただし、門柱、及び門袖で左右それぞれの長さが2m以下のものは除く。	

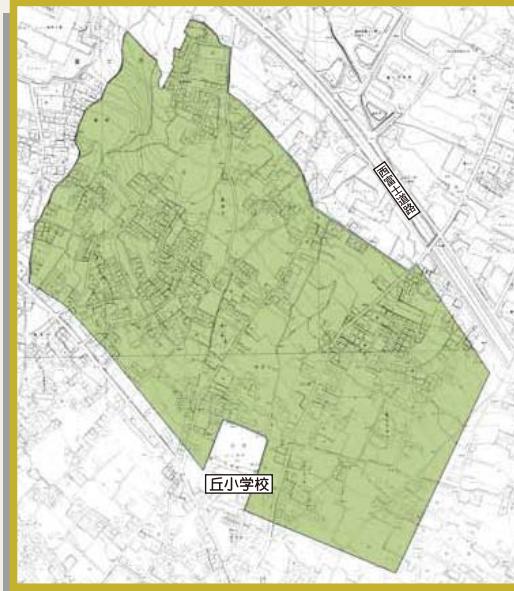
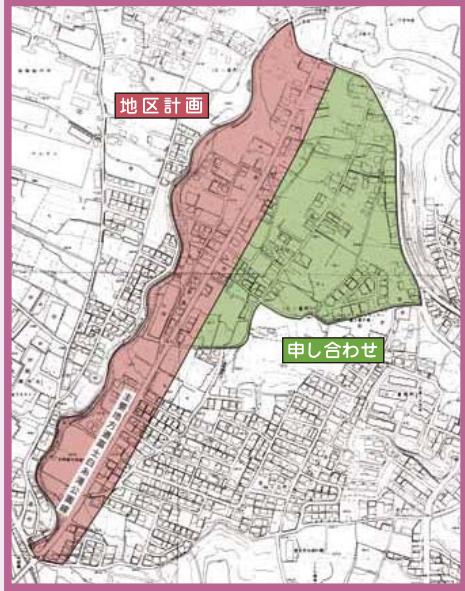
「地区整備計画」・「建築条例」で定めている事項

「地区整備計画」で定めている事項

厚原北部地区

三ツ倉・桜ヶ丘地区

この地域の中で富士白糸滝公園線沿いの地区は、平成7年に低層住居のための用途地域から、一定のお店などが建てられるような用途地域に変更されました。そこで沿道サービス型の店舗等の立地を囲りながら、低層を主体とした環境良好な住宅地及び沿道環境の形成を図るために、『三ツ倉・桜ヶ丘地区計画』が定められています。また、三ツ倉町の中で建ぺい率・容積率が変更された地区は、これによる住環境の悪化を防ぐため『申し合わせ』が取り決められています。



この地域では、平成7年に建ぺい率・容積率が変更され、建物を建てる際に、土地を有効利用できるようになりました。しかし、これらの変更により密集した住みにいくまちにならないよう、壁面の位置やかきさくの高さ及び緑化の推進について地区のみなさんがルールを定めた、『申し合わせ』が取り決められています。

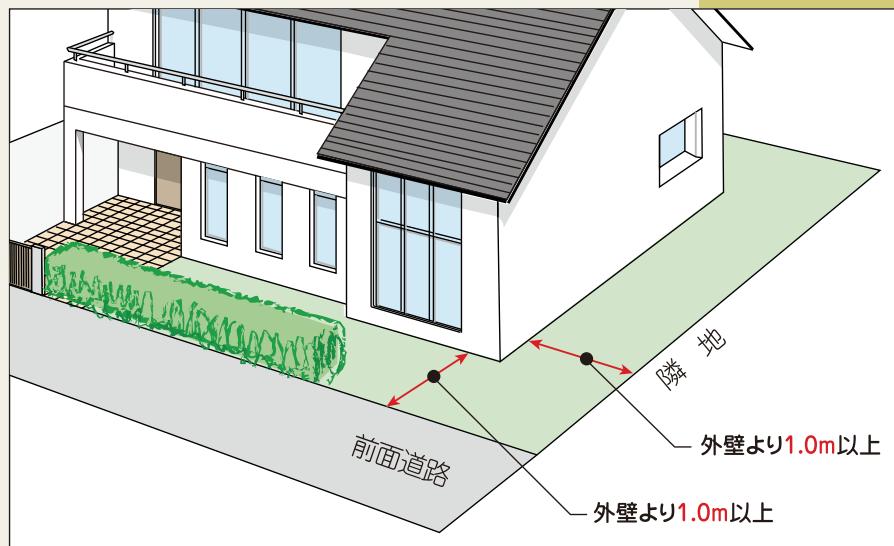
地区計画の内容

第一種中高層住居専用地域	
地用 用途	建築物の高さは次に掲げるもの以下としなければならない。
高 さ 制 限	1. 建築物の高さは、10mを超えてはならない。 ただし、次の各号にいずれにも該当する建築物で、良好な住居の環境を害するおそれがないと認められるものは、高さの制限を12mとする。 (1) 敷地面積が1,500m ² 以上であるもの。 (2) 敷地内の空地は、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が1から当該最高限度を減じた数値に10分の1を加えた数値以上のもの。 (3) 建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに、4mを加えたもの以下の中のもの。 2. 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの。
壁 面 の 位 置	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、主要地方道富士白糸滝公園線の道路境界線から1.5m後退した線を超えて建築してはならない。
意 形 匠 態	建築物の外壁、看板、屋根等の形状又は色彩は周囲の環境と調和した落ち着きのあるものとする。
く か き の 構 造	主要地方道富士白糸滝公園線に面してコンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、レンガ造、コンクリート造、石造などによりかきはさくを建築する場合は、その部分の高さが1.0mを超えるものを建築してはならない。
申し合わせの内容	
壁 面 の 位 置	建築物（別棟の車庫及び物置で延べ面積が20m ² 以下のものは除きます。）の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路及び隣地の境界線から1.0m以上離すものとします。
く か き の 構 造	道路に面するかきはさく（門柱及び左右2m以下の門の袖を除きます。）は、高さが1mを超えるコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、レンガ造、石造はやめて生垣とします。
推 緑 化 進	敷地内には、木をできるだけ植え、緑化につとめ、庭木、生垣等は十分な手入れを行いうようにします。

申し合わせの内容

壁 面 の 位 置	建築物（別棟の車庫及び物置で延べ面積が20m ² 以下のものは除きます。）の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路及び隣地の境界線から1.0m以上離すものとします。
く か き の 構 造	道路に面するかきはさく（門柱及び左右2m以下の門の袖を除きます。）は、高さが1mを超えるコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、レンガ造、石造はやめて生垣とします。
推 緑 化 進	敷地内には、木をできるだけ植え、緑化につとめ、庭木、生垣等は十分な手入れを行いうようにします。

注)申し合わせの内容とは別に、都市計画決定により最低敷地面積200m²が定められています。



注)申し合わせの内容とは別に、都市計画決定により最低敷地面積200m²が定められています。

国久保

周辺地区

吉原商店街に近接し、郵便局や大規模店舗などが立地しているこの地区は、既存の商業地としての環境を維持しつつ、地域住民等の日常の利便性の維持向上に必要な商業施設等が立地する商業業務地としての形成を図るために「国久保周辺地区計画」が定められています。



地区計画の内容

地域用途	近隣商業地域
用途制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はパッティング練習場 3 カラオケボックスその他これらに類するもの（物品販売業を営む店舗に附属するものを除く。） 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 劇場、映画館、演芸場又は観覧場（物品販売業を営む店舗に附属するものを除く。） 6 自動車教習所 7 倉庫（他の用途に供する建築物に附属するものを除く。） 8 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 9 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（物品販売業を営む店舗に附属するものを除く。） 10 危険物の貯蔵・処理に供する施設（建築基準法別表第二（ヒ）第四号に規定するもの。）
配置・規模	区画道路1号：幅員9m、延長約200m

【区画道路1号概要平面図及び断面図】

